

令和4年11月市会提出議案について

1 「議第291号 指定管理者の指定（京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場）」について

(1) 施設の概要

ア 所在地

京都市左京区下鴨半木町1番地の23

イ 施設規模等

構 造 鉄筋コンクリート造地下1階建て

延べ床面積 664.38平方メートル

収容台数 自転車600台

(参考) 京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場位置図及び現況写真

① 位置図



② 現況写真



(地上入口 北山通東側より)



(地上入口 正面)



(駐輪場内より出入口方向)



(出入口より駐輪場内)

## (2) 指定期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日まで

## (3) 指定管理者の概要

団体名（代表者名）	株式会社アーキエムズ（代表取締役 村田 雅明）
主たる事務所の所在地	京都市中京区両替町通御池上る龍池町449番地の1
設立年月日	昭和44年12月15日
現在の資本金	7,250万円
事業概要	・モビリティ・マネジメント事業 ・デベロップメント事業 ・ホテル事業 ・システムサービス事業
役員	代表取締役 村田 雅明 専務取締役 村田 博司 常務取締役 大槻 紘平 取締役 荒尾 正久 監査役 谷川 和哉
他の本市施設での指定管理の実績	京都市自転車等駐輪場 計33施設 ・地下鉄沿線（京都市石田駅自転車等駐輪場等）13施設 ・JR沿線（京都市二条駅南自転車駐輪場等）8施設 ・近鉄沿線（京都市近鉄十条駅自転車等駐輪場等）3施設 ・阪急沿線（京都市西院自転車駐輪場等）6施設 ・機械式地下駐輪場（京都市市役所前広場自転車駐輪場等）※3施設 ※「アーキエムズ・NCD共同企業体」で管理

## (4) 事業計画及び収支計画の概要

### ア 事業計画の概要

#### (ア) 運営管理の方法等

- ・ 機械式駐輪機器及び精算機（令和5年7月頃導入予定）や、インターネット上で定期券の申込みをすることができるWEB定期システム（令和5年10月頃導入予定）などの導入により、精算システムを機械化する。
- ・ 人員配置時間を、現状の24時間常駐から、御利用の多い午前7時から午前10時とする。なお、スタッフによる1日3回の巡回を実施するほか、駐輪場サポートに特化した24時間年中無休の駐輪場コールセンターで利用者対応を行う。
- ・ ネットワークカメラを設置し、施設内を常時監視するとともに、必要に応じて適宜スタッフが現場に駆け付けられる体制とする。

#### (イ) 料金体系

- ・ 機械式駐輪機器及び精算機導入（令和5年7月頃を予定）と同時に、最初の30分無料制や24時間ごとの課金制の導入により利便性を高める。
- ・ WEB定期システムの導入（令和5年10月頃を予定）と同時に、一般定期料金を現行の2,600円から、建設局所管の駐輪場と同額の2,800円に変更する。

(ウ) サービス向上策

I C O C A 決済などによる精算時のキャッシュレス化、電動アシスト自転車用バッテリーの無料充電、電動空気入れの設置、案内情報の多言語化などにより利用者サービスの充実を図る。また、接遇・接客マナー研修、人権研修等の定期的な実施により、質の高いサービスを提供する。

(エ) 利便性向上策

大型の電動自転車や体の不自由な方などに優先的に駐輪していただくため、利用状況を見ながら、2段式ラックの上段又は全部を撤去し、ラックのない平置きスペース（思いやりスペース）を設けるなど、各利用者が停めやすい駐輪エリア配置とする。

(オ) 施設管理

毎日の清掃、定期的な特別清掃、設備の定期保守点検、新型コロナ対策など、適正な施設管理を実施する。

(カ) 危機管理

災害用備品の配備、年1回の防災訓練の実施、災害発生時の緊急連絡体制の構築など、災害発生等の緊急時に備える。

(キ) 社会的責任

照明器具のLED化などによる環境への配慮や、市バス・地下鉄等の時刻表掲示、自主事業としてのシェアサイクルポート設置による公共交通優先のまちづくりへの寄与などにより、社会的責任を果たす。

(ク) その他

交通局に対し、年間60,000円の固定納付金を納付する。

イ 収支計画の概要

(単位：千円)

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
収入	利用料金	10,612	11,211	11,211	11,211
	収入計(A)	10,612	11,211	11,211	11,211
支出	人件費	5,212	3,544	3,610	3,610
	事業費	4,979	6,507	6,507	6,507
	納付金	60	60	60	60
	支出計(B)	10,251	10,111	10,177	10,177
収支(A) - (B)		361	1,100	1,034	1,034

※ 別途、自主事業による収入として、110千円/年を見込んでいる。

(参考) 過去4年の収支状況

(単位：千円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
収入	利用料金	11,296	10,820	8,359	8,642
	収入計(A)	11,296	10,820	8,359	8,642
支出	人件費	9,576	9,775	9,390	9,390
	事業費	2,025	2,002	2,168	2,360
	支出計(B)	11,601	11,777	11,558	11,750
収支(A) - (B)		▲305	▲957	▲3,199	▲3,108

## ウ 利用料金の設定案

区分	設定案	(参考)	
		現行	利用料金条例に定める上限
一時利用	最初の30分無料 24時間ごと 一般 150円 障害者等 100円	1日1回につき 一般 150円 障害者等 100円	1日1回につき 一般 150円 障害者等 100円
定期利用	一般 2,800円 学生等 2,500円 障害者等 2,000円	一般 2,600円 学生等 2,500円 障害者等 2,000円	一般 2,820円 学生等 2,610円 障害者等 2,090円
回数券利用	11回分 1,500円	11回分 1,500円	—

※ 「利用料金条例」とは、「京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場の利用料金に関する条例」をいう。

※ 一時利用の設定案は、機械式駐輪機器及び精算機導入（令和5年7月頃）と同時に実施し、それまでは、現行どおりとする。

※ 一般定期料金の設定案は、WEB定期システムの導入（令和5年10月頃）と同時に実施し、それまでは、現行どおりとする。

※ 「学生等」の利用料金は、大学生、高校生、中学生など、「利用料金条例」第5条第3項第2号のいずれかに該当する方に適用

※ 「障害者等」の利用料金は、身体障害、知的障害、精神障害のある方など、「利用料金条例」第3条第2項第2号のいずれかに該当する方に適用

※ 「利用料金条例」において、回数券については、「券面額からその1割に相当する額の範囲内の額を割り引く」と定めている。

## (5) 選定の概況

### ア 応募団体及び選定理由

応募団体数	応募団体名	選定理由の概要
1団体	株式会社 アーキエムズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車駐車場の運営実績が豊富である。</li> <li>・一時利用について、最初の30分無料制や24時間ごとの課金制導入などの利用率向上策が提案されている。</li> <li>・機械式駐輪機器とICOCA決済等に対応できる精算機、WEB定期システムの導入による利便性向上策が提案されている。段階的な導入により、利用者への事前周知も十分にできる。</li> <li>・駐輪場サポートに特化した24時間年中無休のコールセンター及びスタッフの駆け付けにより、無人時間帯も利用者対応ができる。</li> <li>・電動アシスト自転車用バッテリーの無料充電サービスや、電動空気入れの設置、案内情報の多言語化など、具体的な市民サービス向上策が提案されている。</li> <li>・照明器具のLED化等による環境に配慮した取組が示されている。</li> <li>・施設出入口付近への思いやりスペースの設置や、積極的な高齢者雇用など、社会的弱者への配慮に関する取組が示されている。</li> <li>・固定納付金の納付が提案されている。</li> </ul>

イ 審査結果一覧

審査項目	基準名	配点	株式会社 アーキエムズ 得点
申請者の 概要・実績	組織の安定性	10.0	5.0
	組織の運営適正	25.0	22.0
運営計画 (内容面)	施設運営の方向性	12.5	10.0
	運営体制	20.0	14.0
	サービスの向上	27.5	22.0
	施設管理	20.0	17.0
	危機管理	15.0	12.0
	社会的責任	22.5	18.0
経営計画 (財政面)	経営の安定性	20.0	14.0
	収入増及び費用削減	15.0	9.0
その他	その他	7.5	6.0
小計		195	149
減点項目	重大な事故、不祥事	(-10%)	0
	イコール・フットィング	(-5%)	0
加点項目	市内中小企業等	(+5%)	7.45
合計		—	156.45
合計 (100点満点換算)		100	80.2

2 「議第202号 京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場の利用料金に関する条例の一部を改正する条例の制定」について

(1) 条例改正の趣旨

京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場（以下「自転車駐車場」という。）の利用促進及び利便性向上を図るため、利用料金の計算の基礎とする1日の範囲を変更する。

(2) 条例改正の概要

現行の自転車駐車場では、利用料金の計算の基礎とする1日の範囲を、供用時間である「午前5時から翌日の午前0時30分まで」とし、1回の利用ごとに利用料金を徴収しているが、自転車駐車場の利用促進及び利便性向上を図るため、「自転車を入場させた時刻から翌日の当該時刻に相当する時刻まで」を1日とし、24時間ごとの課金制を導入しようとするものである。これにより、日を跨いで自転車駐車場を利用した場合でも、入場から24時間以内であれば、1回分の利用料金で利用できるようになる。

現行	改正案
<p>(利用料金)</p> <p>第3条 駐車場に自転車を駐車させる者（次条第1項に規定する回数券又は第5条第1項に規定する定期駐車券により駐車させる者を除く。）は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に対し、利用料金を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、<u>1日（午前5時から翌日の午前0時30分までをいう。）</u>1回につき、当該各号に掲げる額の範囲内において、指定管理者が管理者の承認を得て定めるものとする。</p> <p>(1) 次号に掲げる者以外の者 150円            (2) 次のいずれかに該当する者 100円            （以下略）</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第3条 駐車場に自転車を駐車させる者（次条第1項に規定する回数券又は第5条第1項に規定する定期駐車券により駐車させる者を除く。）は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に対し、利用料金を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、<u>1日1回につき、当該各号に掲げる額の範囲内において、指定管理者が管理者の承認を得て定めるものとする。</u></p> <p>(1) 次号に掲げる者以外の者 150円            (2) 次のいずれかに該当する者 100円            （中略）</p> <p>3 <u>前項に規定する「1日」とは、駐車場に自転車を入場させた時刻から翌日の当該時刻に相当する時刻までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、管理者の承認を得て、これを変更することができる。</u></p>

### (3) 施行期日

「市規則で定める日」とする。

24時間ごとの課金制の導入時期については、機械式駐輪機器及び精算機の運用開始日と同時の令和5年7月頃を予定しているが、現時点では実施時期が未確定であるため、別途条例の施行日を定める規則を公布し施行することとする。